

磐田市環境物品等の調達に関する基本方針

(平成 15 年 4 月 1 日策定)

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

1 目的

この方針は、「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（グリーン購入法）第 10 条第 1 項の規定により、磐田市における環境負荷の低減に資する環境物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進するために必要な事項を定める。

2 基本的な考え方

本市は物品等の購入及び使用に当たっては以下の事項に配慮し、資源の採取から廃棄に至るまで環境負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

- (1) 購入する前に必要性を十分考え、量は最小限にする。
- (2) 環境や人の健康に悪影響を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (3) 製造、流通及び使用において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (4) リサイクルされた素材や、再利用された部品を多く使用していること。
- (5) 長期使用、再利用、リサイクルが可能な構造であること。
- (6) 廃棄の際に適切な処理、処分が容易なこと。
- (7) 購入した物品は、正しく管理し大切に使うこと。
- (8) 使い切った後は、リサイクルや分別して廃棄すること。

3 目標

「磐田市第 2 次環境基本計画後期計画」で掲げるグリーン購入率 100%を目標に、購入の促進に努めるものとする。

4 推進体制

磐田市環境管理システムに基づく推進体制で取り組む。

5 適用範囲

磐田市環境管理システムにおける全ての部署を適用範囲とする。

6 対象品目及び判断基準

グリーン購入の対象品目及び判断基準を「磐田市グリーン購入ガイドライン」で定め、随時見直しを図るものとする。

7 実績の把握と公表

本方針に基づくグリーン購入について、磐田市環境管理システムを通じて調達状況を把握し、公表する。

8 方針の見直し

本方針は、社会情勢の変化や国の方針等により随時見直しを図るものとする。